

## 接続協定に関する命令申立書

平成22年1月25日

総務大臣 殿



郵便番号 255-0003

(ふりがな)かながわけんなかぐんおおいそまちおおいそ

住 所 神奈川県中郡大磯町大磯 1699

(ふりがな)せいかつぶんかせんた一かぶしきかいしゃ だいひよ

うとりしまりやくはりたじゅんぱい

氏 名 生活文化センター株式会社

代表取締役 針田 淳平



登録年月日又は届出年月日及び登録番号又は届出番号

平成21年8月12日 A-21-10646

連絡先 生活文化センター株式会社

TEL:0463-62-1610 針田 淳平

電気通信設備の接続に関する協議が

不調  
（不能）

のため、電気通信事業法第35条第1項の規定により、

次のとおり協議の開始又は再開の命令を申し立てます。

当事者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	神奈川県中郡大磯町大磯 1699 生活文化センター株式会社 代表取締役社長 針田 淳平  東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 代表取締役社長 山田 隆持
接続しようとする電気通信設備	<p>1-1. MVNO 発着、料金設定権 MVNO の直収パケット交換機接続（レイヤ2）の実現 接続しようとする電気通信設備：直収パケット交換機</p> <p>1-2. MVNO 発着、料金設定権 MVNO の直収パケット交換機接続（レイヤ3）の実現 接続しようとする電気通信設備：直収パケット交換機</p> <p>2-1. i-mo de 移動無線装置接続用パケット交換機接続と直収パケット交換機接続機能（レイヤ2）を使った MVNO 発着、料金設定権 MVNO の既存の i-mo de ユーザー対象の Web、メール接続パケット事業者選択サービスの実現 接続しようとする電気通信設備： i-mo de 移動無線装置接</p>

	<p>続用パケット交換機、直収パケット交換機</p> <p>2－2. i－m o d e 移動無線装置接続用パケット交換機接続と直収パケット交換機接続機能（レイヤ3）を使ったMVNO発着、料金設定権MVNOの既存のi－m o d e ユーザー対象のWeb、メール接続パケット事業者選択サービスの実現接続しようとする電気通信設備：i－m o d e 移動無線装置接続用パケット交換機、直収パケット交換機</p> <p>3. MVNO発、料金設定権MVNOの他事業者着音声サービスの閑門交換機接続による実現 接続しようとする電気通信設備：音声サービス閑門交換機</p> <p>4. 他事業者発、料金設定権他事業者のMVNO着音声サービスの閑門交換機接続による実現 接続しようとする電気通信設備：音声サービス閑門交換機</p> <p>5. MVNO発着、料金設定権MVNOのショートメッセージサービスのショートメッセージ交換機（仮称）接続による実現 接続しようとする電気通信設備：ショートメッセージ交換機（仮称）</p>
締結又は変更しようとする協定の概要	別紙1
予定する協定の期間	平成22年6月9日開始予定
協議の不調又は不能の理由	平成21年12月17日付けのNTTドコモからの相互接続の拒否文書による接続の拒否、平成21年12月28日申請の総務省電気通信事業紛争処理委員会のあっせんの拒否による協議の不能 ※交渉の経緯は別紙2をご参照ください
その他参考となる事項	別紙3

## 別紙 1

1－1. MVNO 発着、料金設定権 MVNO の直収パケット交換機接続（レイヤ 2）の実現

【協定の締結により実現したい接続の詳細】

直収パケット交換機のルーターを相互接続点とし、FOMA 直収パケット接続機能をGTP接続する当社発着の MVNO サービス

【実現したい接続に係るネットワークの概要を示す図】

## 別紙 4

1－2. MVNO 発着、料金設定権 MVNO の直収パケット交換機接続（レイヤ 3）の実現

【協定の締結により実現したい接続の詳細】

直収パケット交換機のルーターを相互接続点とし、FOMA 直収パケット接続機能を利用した当社発着のパケットデータ通信。

【実現したい接続に係るネットワークの概要を示す図】

## 別紙 5

2－1. i-mode 移動無線装置接続用パケット交換機接続と直収パケット交換機接続機能（レイヤ 2）を使った MVNO 発着、料金設定権 MVNO の既存の i-mode ユーザー対象の Web、メール接続パケット事業者選択サービスの実現

【協定の締結により実現したい接続の詳細】

A：公式サイト

FOMA 契約者収容直収パケット交換機(仮称)のルーターを相互接続点 1 (GTP 接続)とし、FOMA 契約者収容 i-mode 移動無線装置接続用パケット交換機(仮称)のルーターを相互接続点 2 とし、当社内で、相互接続点 1 と相互接続点 2 をつなぐパケットデータ通信。

※FOMA 契約者収容直収パケット交換機(仮称)の定義

FOMA 契約者が接続している直収パケット交換機

※FOMA 契約者収容 i-mode 移動無線装置接続用パケット交換機(仮称)の定義

FOMA 契約者が接続している、i-mode 公式サイトが見られる i-mode 移動無線装置接続用パケット交換機

B: 勝手サイト

FOMA 契約者収容直収パケット交換機(仮称)のルーターを相互接続点 1 (GTP 接続)とし、i-mode 移動無線装置接続用パケット交換機のルーターを相互接続点 2 とし、当社内で、相互接続点 1 と相互接続点 2 をつなぐパケットデータ通信。

※FOMA 契約者収容直収パケット交換機(仮称)の定義

FOMA 契約者が接続している直収パケット交換機

【実現したい接続に係るネットワークの概要を示す図】

別紙6 A:公式サイト

別紙7 B:勝手サイト

2-2. i-mode 移動無線装置接続用パケット交換機接続と直収パケット交換機接続機能（レイヤ3）を使った MVNO 発着、料金設定権 MVNO の既存の i-mode ユーザー対象の Web、メール接続パケット事業者選択サービスの実現

【協定の締結により実現したい接続の詳細】

A : 公式サイト

FOMA 契約者収容直収パケット交換機(仮称)のルーターを相互接続点1 (RADIUS プロトコル) とし、FOMA 契約者収容 i-mode 移動無線装置接続用パケット交換機(仮称)のルーターを相互接続点2とし、当社内で、相互接続点1と相互接続点2をつなぐパケットデータ通信。

※FOMA 契約者収容直収パケット交換機(仮称)の定義

FOMA 契約者が接続している直収パケット交換機

※FOMA 契約者収容 i-mode 移動無線装置接続用パケット交換機(仮称)の定義

FOMA 契約者が接続している、i-mode 公式サイトが見られる i-mode 移動無線装置接続用パケット交換機

B:勝手サイト

FOMA 契約者収容直収パケット交換機(仮称)のルーターを相互接続点1 (RADIUS プロトコル) とし、i-mode 移動無線装置接続用パケット交換機のルーターを相互接続点2とし、当社内で、相互接続点1と相互接続点2をつなぐパケットデータ通信。

※FOMA 契約者収容直収パケット交換機(仮称)の定義

FOMA 契約者が接続している直収パケット交換機

【実現したい接続に係るネットワークの概要を示す図】

別紙8 A:公式サイト

別紙9 B:勝手サイト

3. MVNO 発着、料金設定権 MVNO の他事業者着の音声サービス関門交換機接続の実現

【協定の締結により実現したい接続の詳細】

NTT ドコモの関門交換機の伝送装置と弊社の交換機の伝送装置を NTT 地域会社と中継事業者を介して網改造料なしで相互接続する音声サービス

【実現したい接続に係るネットワークの概要を示す図】

別紙10

#### 4. 他事業者発、料金設定権他事業者の MVNO 着音声サービスの閑門交換機接続による実現

【協定の締結により実現したい接続の詳細】

NTT ドコモの閑門交換機の伝送装置と弊社の交換機の伝送装置を NTT 地域会社と中継事業者を介して網改造料なしで相互接続する音声サービス

【実現したい接続に係るネットワークの概要を示す図】

別紙 11

#### 5. MVNO 発着、料金設定権 MVNO のショートメッセージサービスのショートメッセージ交換機（仮称）接続による実現

【協定の締結により実現したい接続の詳細】

FOMA サービス契約者が指定する移動無線装置との間に設定される NTT ドコモの契約者回線と当社の電気通信設備との間の通信をショートメッセージサービス交換機（仮称）を介して行う。

※ショートメッセージサービス交換機（仮称）の定義

NTT ドコモが指定する移動無線装置と弊社の電気通信設備とのショートメッセージにサービスに係る接続経路の設定を行うために設置する NTT ドコモが指定する交換設備。

【実現したい接続に係るネットワークの概要を示す図】

別紙 12

## 別紙 2

### (協議の経過)

2009年7月31日付け

当社より、直収パケット交換機のルーターを相互接続点とし、FOMA直収パケット接続機能をGTP接続（レイヤ2）するドコモ発、弊社着の10MbpsのMVNOの事前調査申込書を株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに提出

2009年8月3日付け

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモからの直収パケット交換機のルーターを相互接続点とし、FOMA直収パケット接続機能をGTP接続（レイヤ2）するドコモ発、弊社着の10MbpsのMVNOの事前調査申込書受付確認書を当社が受領

2009年8月27日付け

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモからの直収パケット交換機のルーターを相互接続点とし、FOMA直収パケット接続機能をGTP接続（レイヤ2）するドコモ発、弊社着の10MbpsのMVNOの事前調査回答を当社が受領

2009年8月28日付け

当社より、直収パケット交換機のルーターを相互接続点とし、FOMA直収パケット接続機能をGTP接続（レイヤ2）するドコモ発、弊社着の10Mbpsの接続申込書を株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに提出

2009年9月9日付け

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモからの直収パケット交換機のルーターを相互接続点とし、FOMA直収パケット接続機能をGTP接続（レイヤ2）するドコモ発、弊社着の10MbpsのMVNOの接続承諾書を当社が受領

2009年10月2日付け

当社より、第1回質問書を株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに提出

2009年10月16日付け

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモからの「貴社からのご質問に対する回答書」（第1回質問）を当社が受領

2009年10月20日付け

当社より、i-mo-de移動無線装置接続用パケット交換機のルーターで相互接続する弊社発着ISPサービスの事前調査申込書を株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに提出

2009年10月23日付け

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモからのi-mo-de移動無線装置接続用パケット交換機のルーターで相互接続する弊社発着ISPサービスの事前調査申込書受付確認書を当社が受領

2009年11月5日付け

当社より、第2回質問書を株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに提出

2009年11月13日付け

当社より、直収パケット交換機のルーターを相互接続点とし、FOMA直収パケット接続機能を利用したドコモ着、弊社発及びドコモ発、弊社着のパケットデータ通信（レイヤ3）の事前調査申込書を株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに提出

2009年11月17日付け

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモからの直収パケット交換機のルーターを相互接続点とし、直収パケット接続機能を利用したドコモ着、弊社発及びドコモ発、弊社着のパケットデータ通信（レイヤ3）の事前調査申込書受付確認書を当社が受領

2009年11月18日付け

当社より、直収パケット交換機のルーターを相互接続点とし、FOMA直収パケット接続機能をGTP接続（レイヤ2）するドコモ着、弊社発の10MbpsのMVNOの事前調査申込書を株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに提出

2009年11月20日付け

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモからのi-mo de移動無線装置接続用パケット交換機のルーターで相互接続する弊社発着ISPサービスの事前調査回答1を当社が受領

2009年11月26日付け

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモからの「貴社からのご質問に対する回答書」（第2回質問）を当社が受領

2009年11月27日付け

当社と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ間で、直収パケット交換機のルーターを相互接続点とし、FOMA直収パケット接続機能をGTP接続（レイヤ2）するドコモ発、弊社着10MbpsのMVNOの個別建設契約書を交わす

2009年11月29日付け

当社より、FOMA契約者収容直収パケット交換機（仮称）のルーターを相互接続点1（GTP接続）（レイヤ2）とし、FOMA契約者収容i-mo de移動無線装置接続用パケット交換機（仮称）のルーターを相互接続点2とし、当社内で、相互接続点1と相互接続点2をつなぐパケットデータ通信の事前調査申込書を株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに提出

※FOMA契約者収容直収パケット交換機（仮称）の定義

FOMA契約者が接続している直収パケット交換機

※FOMA契約者収容i-mo de移動無線装置接続用パケット交換機（仮称）の定義

FOMA契約者が接続している、i-mo de公式サイトが見られるi-mo de移動無線装置接続用パケット交換機

2009年11月29日付け

当社より、FOMA 契約者収容直収パケット交換機（仮称）のルーターを相互接続点1（GTP接続）（レイヤ2）とし、i-mo de 移動無線装置接続用パケット交換機（仮称）のルーターを相互接続点2とし、当社内で、相互接続点1と相互接続点2をつなぐパケットデータ通信の事前調査申込書を株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに提出

※FOMA 契約者収容直収パケット交換機（仮称）の定義

FOMA 契約者が接続している直収パケット交換機

2009年11月29日付け

当社より、FOMA 契約者収容直収パケット交換機（仮称）のルーターを相互接続点1（RADIUSプロトコル）（レイヤ3）とし、FOMA 契約者収容 i-mo de 移動無線装置接続用パケット交換機（仮称）のルーターを相互接続点2とし、当社内で、相互接続点1と相互接続点2をつなぐパケットデータ通信の事前調査申込書を株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに提出

※FOMA 契約者収容直収パケット交換機（仮称）の定義

FOMA 契約者が接続している直収パケット交換機

※FOMA 契約者収容 i-mo de 移動無線装置接続用パケット交換機（仮称）の定義

FOMA 契約者が接続している、i-mo de 公式サイトが見られる i-mo de 移動無線装置接続用パケット交換機

2009年11月29日付け

当社より、FOMA 契約者収容直収パケット交換機（仮称）のルーターを相互接続点1（RADIUSプロトコル）（レイヤ3）とし、i-mo de 移動無線装置接続用パケット交換機のルーターを相互接続点2とし、当社内で、相互接続点1と相互接続点2をつなぐパケットデータ通信の事前調査申込書を株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに提出

※FOMA 契約者収容直収パケット交換機（仮称）の定義

FOMA 契約者が接続している直収パケット交換機

2009年11月29日付け

当社より、FOMA サービス契約者が指定する移動無線装置との間に設定されるNTTドコモの契約者回線と当社の電気通信設備との間の通信をショートメッセージサービス交換機（仮称）を介して行う事前調査申込書を株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに提出

2009年12月1日付け

当社より、ドコモの閑門交換機の伝送装置と弊社の交換機の伝送装置を相互接続する音声MVNOサービス（直接接続）の第1回事前調査申込書を株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに提出

2009年12月4日付け

当社より、第3回質問書を株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに提出

2009年12月4日付け

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモからのi-mo de移動無線装置接続用パケット交換機のルーターで相互接続する弊社発着ISPサービスの事前調査回答2を当社が受領

2009年12月8日付け

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモからの直収パケット交換機のルーターを相互接続点とし、FOMA直収パケット接続機能をGTP接続（レイヤ2）する当社発のMVNOの事前調査申込書受付確認書を当社が受領

2009年12月14日付け

当社より、i-mo de移動無線装置接続用パケット交換機のルーターで相互接続する弊社発着ISPサービスの接続申込書を株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに提出

2009年12月14日付け

当社より、ドコモの閑門交換機の伝送装置と弊社の交換機の伝送装置を相互接続する音声MVNOサービス（間接接続）の事前調査申込書を株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに提出

2009年12月14日付け

当社より、第4回質問書を株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモに提出

2009年12月17日付け

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモから「相互接続の拒否について」を当社が受領

平成22年1月22日

生活文化センター株式会社  
代表取締役 針田 淳平

平成21年12月17日付けのNTTドコモからの相互接続の拒否についての当社側見解

1. 旧平成電電株式会社佐藤賢治氏との密接な協働関係を理由に接続拒否

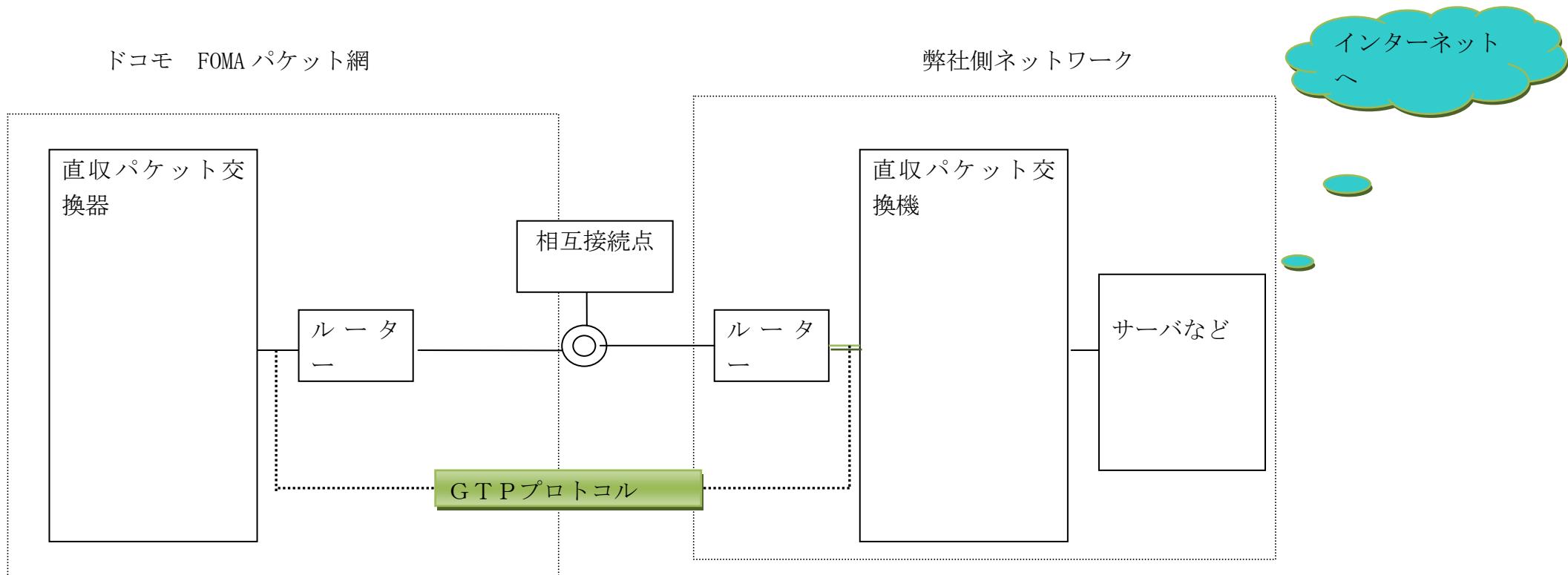
当社と佐藤賢治氏は、資本関係もない、役員でもありませんので接続の理由にあたらないことは明白です。

2. 接続料金である12,671,760円の支払いが可能であるとは判断できないため接続拒否

当社と株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモとの間では、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの相互接続約款64条の2の債務の履行の担保を約束することで、接続の承諾をいただいておりますので、接続拒否の理由にあたらないことは明白です。

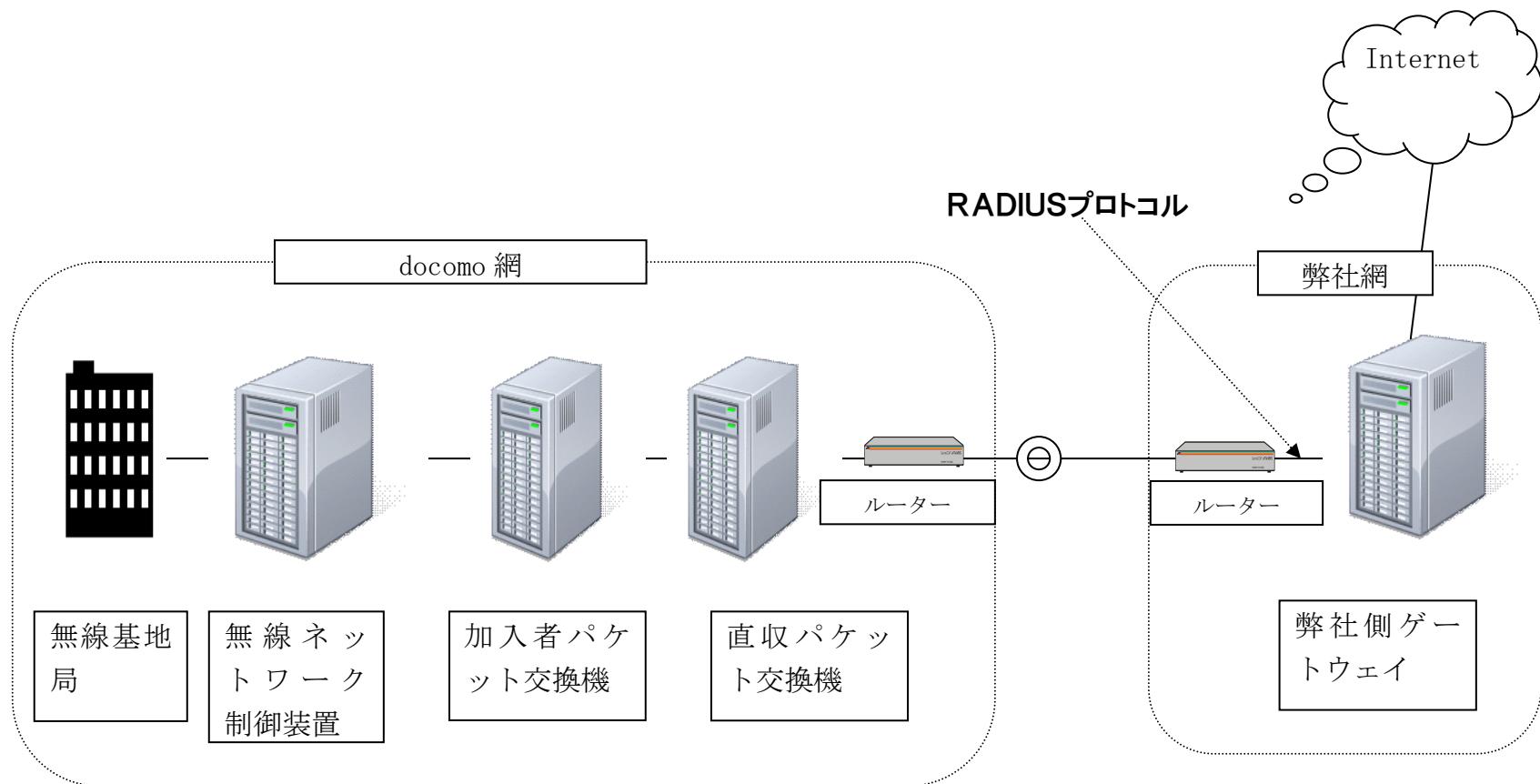
#### 別紙4

MVNO 発着、料金設定権 MVNO の直収パケット交換機接続（レイヤ 2）接続概要図



別紙5

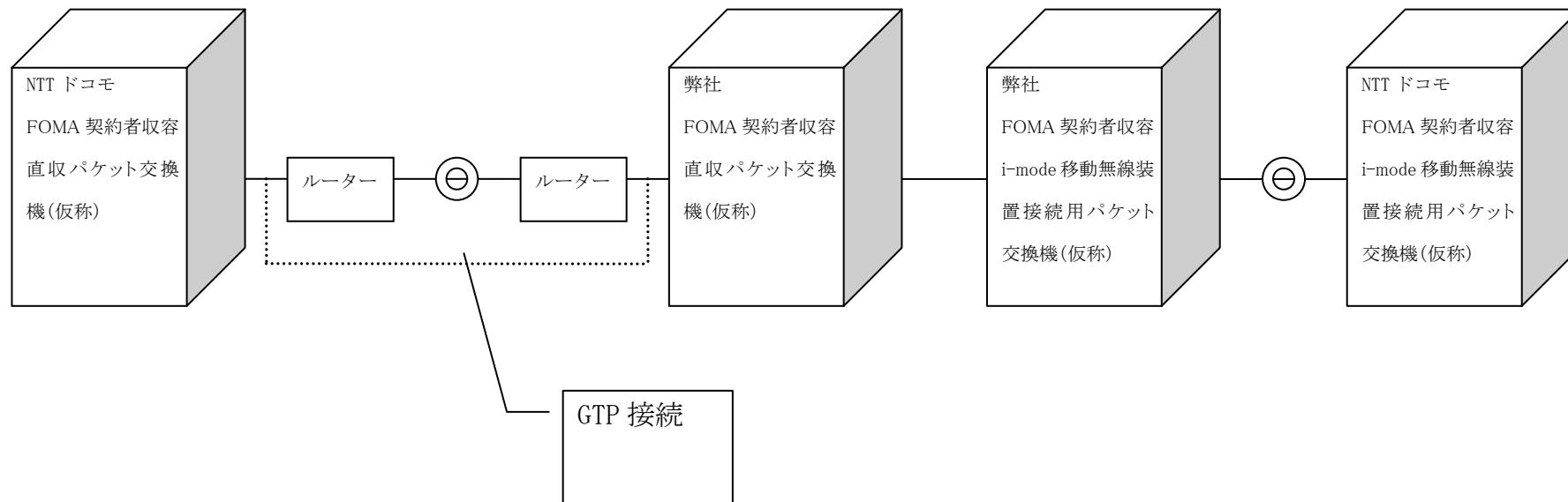
MVNO 発着、料金設定権 MVNO の直収パケット交換機接続（レイヤ 3）接続概要図



別紙6

i-mode 移動無線装置接続用パケット交換機接続と直収パケット交換機接続機能（レイヤ2）を使ったMVNO発着、料金設定権MVNOの既存の i-mode ユーザー対象のWeb、メール接続パケット事業者選択サービスの実現接続概要図

A : 公式サイト

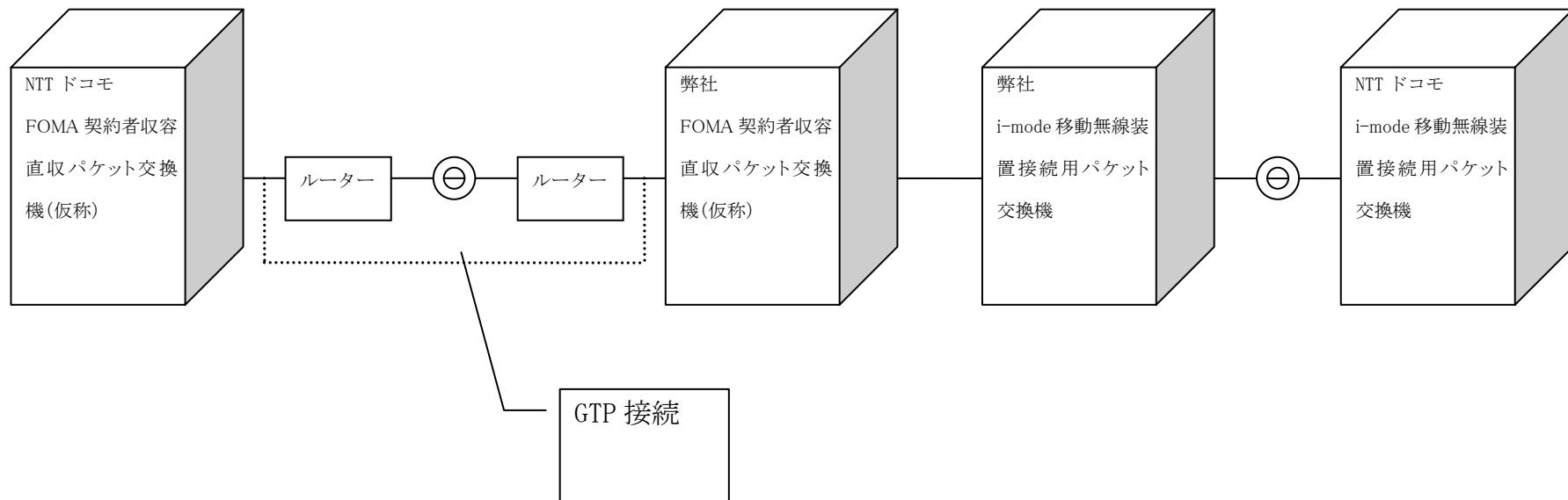


① : 相互接続点

別紙7

i-mode 移動無線装置接続用パケット交換機接続と直収パケット交換機接続機能（レイヤ2）を使ったMVNO発着、料金設定権MVNOの既存の i-mode ユーザー対象のWeb、メール接続パケット事業者選択サービスの実現接続概要図

B：勝手サイト

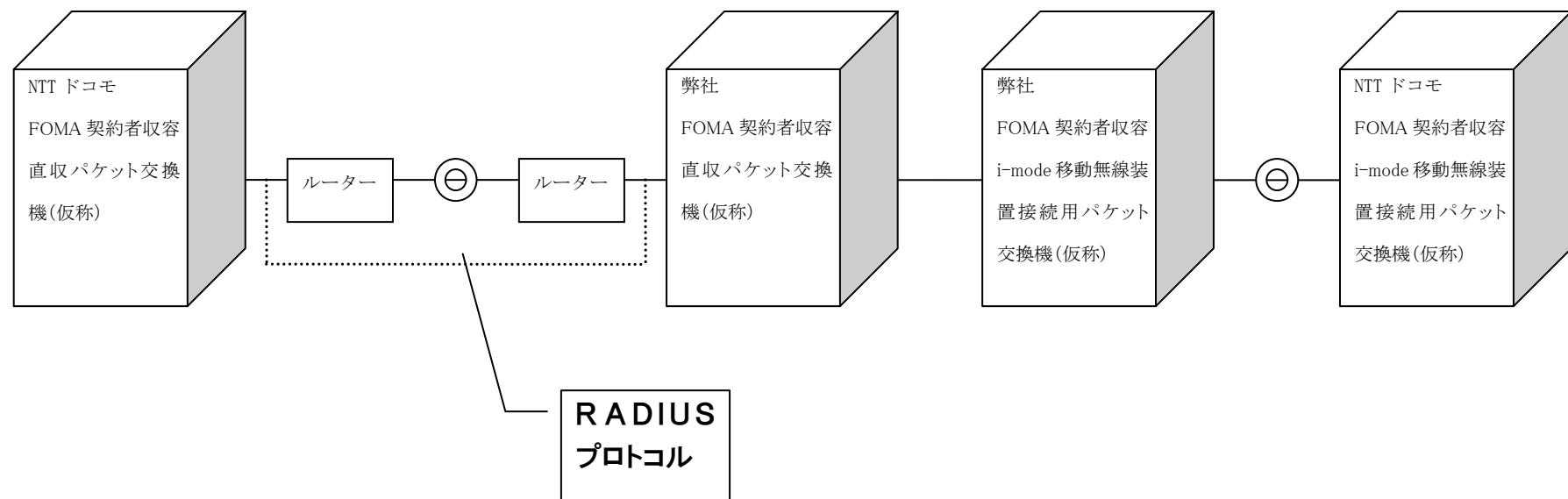


(○) : 相互接続点

別紙8

i-mode 移動無線装置接続用パケット交換機接続と直収パケット交換機接続機能（レイヤ3）を使ったMVNO発着、料金設定権MVNOの既存の i-mode ユーザー対象のWeb、メール接続パケット事業者選択サービス接続概要図

A : 公式サイト

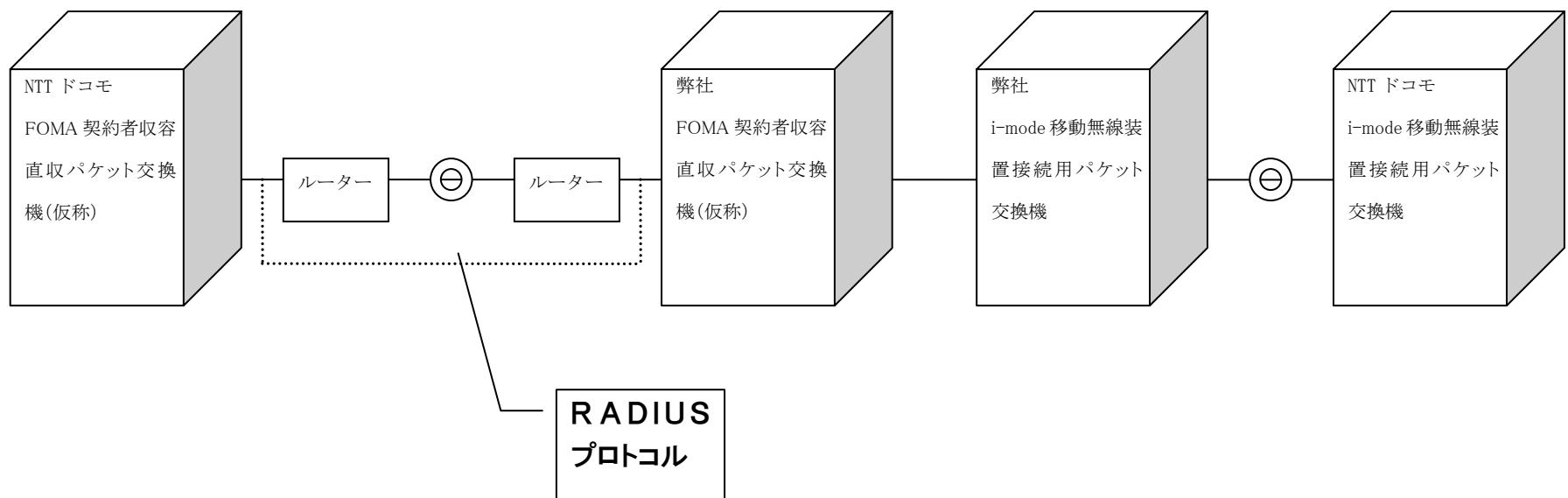


(◎) : 相互接続点

別紙9

i-mode 移動無線装置接続用パケット交換機接続と直収パケット交換機接続機能（レイヤ3）を使ったMVNO発着、料金設定権MVNOの既存の i-mode ユーザー対象のWeb、メール接続パケット事業者選択サービス接続概要図

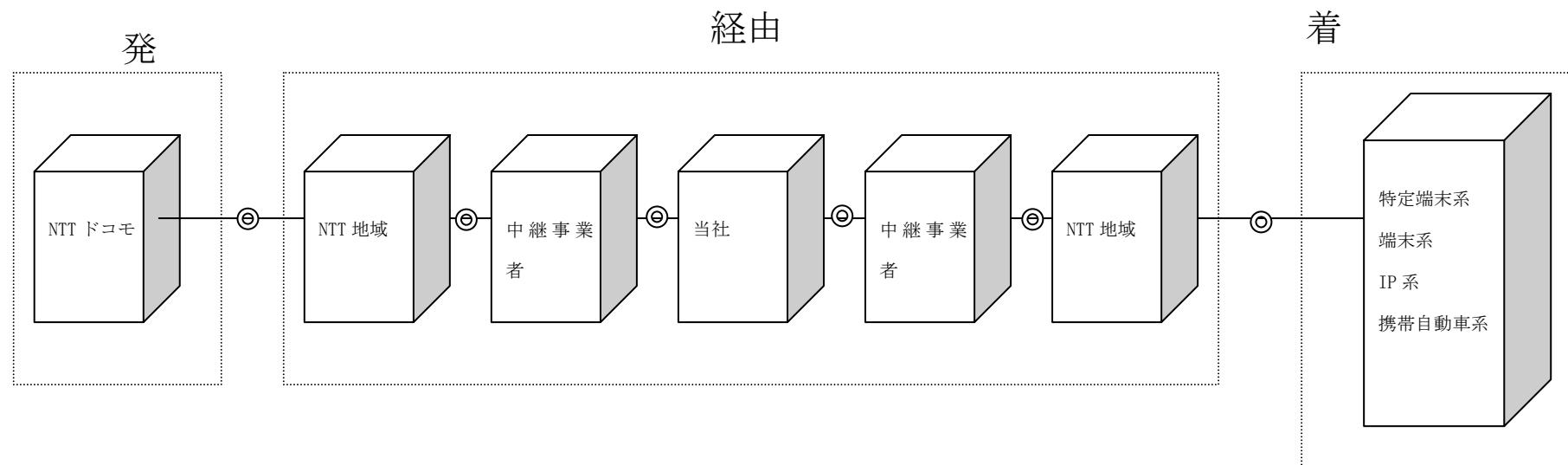
B：勝手サイト



① : 相互接続点

別紙10

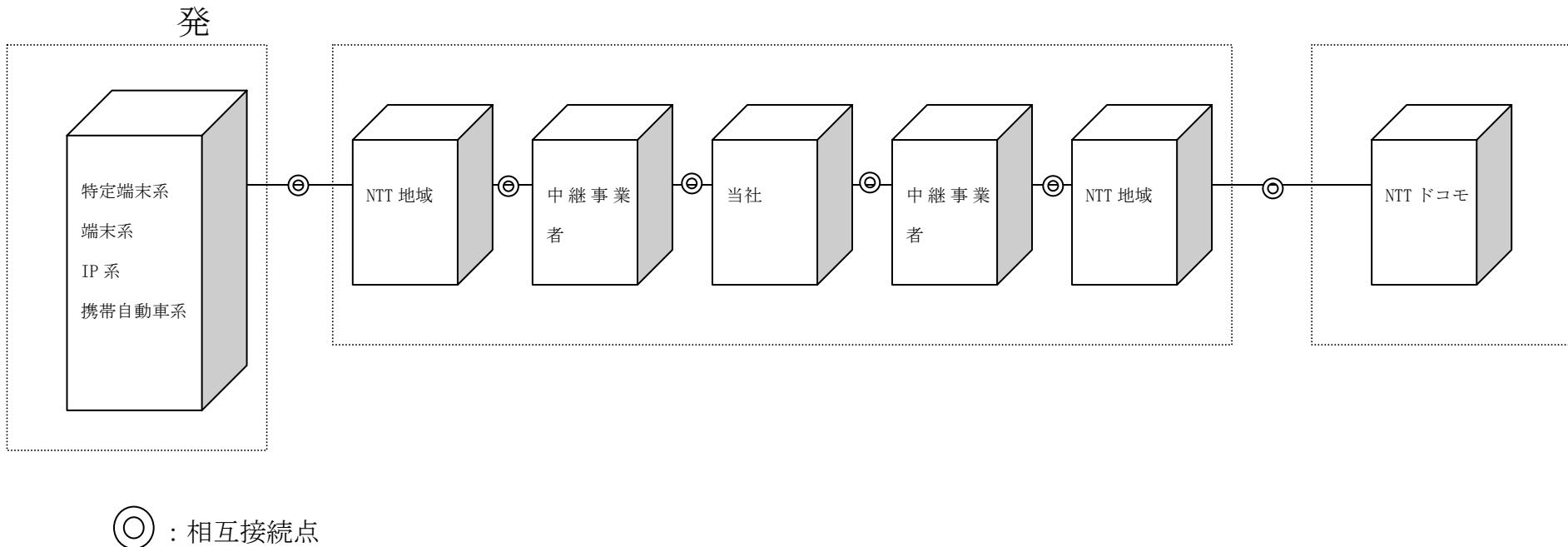
MVNO発、料金設定権MVNOの他事業者着音声サービスの閑門交換機接続概要図



(○) : 相互接続点

別紙11

他事業者発、料金設定権他事業者 の MVNO 着音声サービスの閑門交換機接続概要図



別紙11

MVNO 発着、料金設定権 MVNO のショートメッセージサービスのショートメッセージ交換機（仮称）接続概要図

